

中野サンプラザ南側広場 使用申請要領

2025年4月25日

中野区総務部総務課

この要領は、中野サンプラザの土地建物の所有権が中野区に移転されるまでのものです。移転は2025年9月頃を予定しており、本要領による使用承認はそれまでの暫定的な措置ですので、ご承知おきください。

1 中野サンプラザ南側広場について

中野サンプラザ南側広場（以下「南側広場」といいます。）は、広く区民や来街者にオープンスペースとして開放しています。

南側広場において団体等が行う行事・催物などは、以下の内容により区へ申請し、承認された活動は実施できます。

2 敷地概要について

名称	所在地	面積
中野サンプラザ南側広場	中野区中野4-1-1	南側広場全体 約1,300㎡
注意事項		
・電気、水道、ガス等の供給設備はなく、トイレの設置也没有ありません。 ・広場部分に車両の乗り入れはできません。 (敷地南西側の駐車スペースのみ車両駐車可能)		

3 使用条件について

(1) 使用時間

午前9時から午後6時まで（土日祝日含む）

※全面清掃日など管理上、使用できない日があります。

※連続しての使用は3日までとなります。

(2) 申請者

国又は地方公共団体、公益団体、営利を目的としない民間団体等

(3) 使用対象（例）

区民、来街者を対象とした、公益に資すると認められる活動

- 国又は地方公共団体、その他公共的団体が実施する事業
- 収益を伴わない、演奏、演技、ダンス等の発表
- 献血、防災訓練、交通安全教室等の行事、催物
- 普及・啓発週間などの行政施策を集中して推進・啓発する行事

※場所の確保、設営、撤去、清掃等は自らの責任において行い、現状復帰すること。

(4) 使用料

無償とします。

(5) 禁止事項

以下の行為を含む使用は認められません。

- 営利活動その他これらに類する行為
- 宣伝、勧誘その他これらに類する行為
- 営利活動に伴う写真の撮影、録音、録画、放送
- 広場の管理及び運営上不適当と認められる行為

※4 ページの「通常時の禁止行為」も合わせてご確認ください。

(6) その他

詳細な使用条件は、「広場使用詳細書」にも記載しています。そちらも合わせて遵守してください。

4 関係諸官庁への届出

行事・催物の内容によっては、届出が必要な場合があります。申請者にて必要な関係官庁等へ遺漏なく相談をして下さい。

- 集会届・警備・防犯 ⇒野方警察署 警備課 03-3386-0110 中野区中野 4-12-1
- 消防への届出・禁止行為解除

⇒中野消防署 予防課 03-3366-0119 中野区中央 3-25-3

- 飲食を伴う催物 ⇒中野区保健所 03-3382-6661 中野区中野 2-17-4

※【再掲】営利を目的とした飲食の提供は不可ですのでご注意ください。

5 区への事前の相談について

事前に中野区総務部総務課まで相談してください。申請の内容を事前にご相談いただくとともに、希望の日程が空いているか等の案内を受けてから、「6 申請手続きについて」のとおり手続きを行ってください。

※事前の相談がない申請は受理できないことがあります。ご承知おきください。

【事前相談先】

中野区総務部総務課

電 話：０３－３２２８－８８１１（平日午前８時３０分～午後５時）

メール：sunplazatantou@city.tokyo-nakano.lg.jp

※メールの場合、件名に「広場使用事前相談」と入れてください。

６ 申請手続きについて

（１）申請方法

L o G o フォームから申請してください。

※フォームから申請できない場合は、メールでの申請も可能です。

（２）提出物

① 施設使用申請書

② 広場使用詳細書

③ 会場図

※必要に応じて別途図面を用意しても構いません。

④ 企画書

⑤ その他区が必要と認めるもの

①～③は、メールで申請する場合、ＨＰに掲載している様式を使用してください。

（３）申請期限

使用する日の３日前（土日祝日除く）まで

（４）施設使用承認書

申請が適切と認められる場合、施設使用承認書を発行します。

使用する当日は、施設使用承認書をいつでも提示できるようにしてください。

【問合せ先】

中野区総務部総務課

電 話：０３－３２２８－８８１１

メール：sunplazatantou@city.tokyo-nakano.lg.jp

【参考】通常時の禁止行為について

当広場における通常時（本使用申請による行事・催物を実施していない時間）の禁止行為は以下のとおりです。広場使用申請に係る承認にあたっては、以下の禁止行為との兼ね合いを含めて申請内容を確認しますので、ご注意ください。

【禁止行為】
●騒音となる行為
●ゴミのポイ捨て・不法投棄
●自転車・スケボー等乗入れ
●野球・サッカー等の球技
●飲酒・喫煙(電子タバコ含)
●火器や花火の使用
●動物へのエサやり
●宣伝・販売など営業行為
●許可のない団体占用行為
●その他公序良俗に反する行為